

■ 罪を犯した人びとと社会的排除

私たちは、日々社会で起こる犯罪の報道に接する。殺人、自動車で人にけがを負わせ逮捕された、など。同じように裁判についての報道も見聞きする。これらの事件については、裁判でどんなふうに審理されたのか、訴えた人が望むような判決だったのかどうかについて、多くはマスコミが報じた内容をきっかけに考えるようになるだろう。裁判員制度が始まって丸4年が経ち、犯罪や裁判へ関心を寄せる機会も多くなったとはいえ、まだ関心が高いというわけではない。そうであるとすれば、マスコミが報じないような数多くの事件や裁判はおろか、判決を下され執行された刑、さらに刑を受けた後のことまで考える人は数少ないだろう。

同じように、罪を犯した人びとがその過程のなかで、苦しい生活や社会関係が乏しかったということなどもあまり知られていないに違いない。ただ私たちは、これら〈罪を犯した人〉や〈刑罰を受けた人〉はこわい存在という偏見や、また犯罪をするのではないか、あるいは他の人に迷惑をかけるのではないかとかれらを差別している。刑罰を受けたあと、かれらが仕事や住まいを得ようとしても、自分たちへ及ぶ(かもしれない)さまざまな迷惑をかれらに感じとり、受け入れることを拒否している。なかには、「自分はそんな偏見や差別感情はない」「偏見や差別をされるだけのことをしたのだから差別して当然」と考える人もいるだろう。このように、社会の一員である私たちの意図せざる偏見や差別が、かれらをとりまいてるのである。

ここで読者に投げかけたい問いがある。それは「刑によって罪を償ったあと、罪を犯した人びととどういふふうにかこの社会で一緒に生きていくか」というも

のである。近代社会では、法律は私的な報復を禁じ、社会が罪を犯した人へ公正に刑罰を下すというルールによって社会秩序を守ることにした。同時に刑罰を受けた人には社会で更生して善良な市民として生き直すことを求めている。だが実際は、犯罪で被害を受けた人に代わって裁くことが、刑罰だと考え、かれらが〈善良な市民〉として「生き直す」ことに関心がほとんど向けられない。そのため、かれらが生活をやり直すために理解者を得ることもできず生活困窮に陥ってしまう。その結果、再犯に走ってしまう者も少なくないが、この背景を省みると、やり直す機会を与えず社会から無視してしまうという〈社会的排除〉にかれらが追いやられているといえないだろうか。そこで、〈罪を犯した人がやり直す〉ための刑罰や、かれらの処遇について考えていく必要がある。

■ 罪を犯した「支援を要する人」と社会復帰の支援

犯罪を防止したり、罪を犯した人をとりあつかう刑事政策は、警察や裁判所、刑務所といった機関が担い、多くの専門職がかかわっている。そして罪を犯した人の更生を援助する更生保護も、その一部である。

罪を犯した人が刑罰を受けたのち、再犯に走ってしまわないためには、善良な市民として生活していく本人の反省と努力が重要であるといわれる。だが先に述べたような社会のなかで、本人の努力だけで生き直すことは難しい。そこで、かれらを〈支援を要する人〉として考えることを提案してみたい。それは、理由や原因はどうあれ、生活に困窮するおそれがある状態にあるからである。社会福祉の知識がある人であれば、貧困や生活困窮が個人の努力が足りない結果でなく、社会に原因があるという認識のもとで社会福祉の制度が形成されてきたことを知っているだろう。更生保護を担う機関である保護観察所や保護司などの人びとによって行われる援助が、福祉事務所で行われている各種の福祉サービスとよく似ていることに気づくだろう。

近年、罪を犯した人びとに、知的障害や軽度発達障害がある人が多いことや高齢者が増えていることが報じられるようになった。そして、これらの人びとが立ち直っていくための援助にあたり、社会福祉の協力が求められるようになってきた。このため社会福祉の側も、支援を要する人びとが犯罪に陥らず社会で孤立することがないよう、かれらの〈社会復帰〉に協力するとりくみとし

て地域生活定着支援センターが開設されることとなった。

このとりくみ以前にも社会福祉と刑事政策が協力し合いながらとりくんできたのが、児童や少年による犯罪・非行であった。少年犯罪は凶悪化しているといわれるが、非行や犯罪をきっかけにかれらと出会う人びとは、かれらが立ち直り、望ましい生き方ができるよう働きかけていく。その根底には、適切な大人のかかわりが健全な生き方を学ぶことにつながるという考えがあり、児童福祉の理念とも一致している。だがそれは、実は大人でも同じなのではないだろうか。またそれは、社会福祉が地域社会のなかで生きづらい人びとに着目して働きかけることが、地域住民との関係を築いていくように、罪を犯した大人に対しても、適切な社会のかかわりと専門的な支援が必要なのではないだろうか。

したがって、罪を犯した人びとが何らかの罰を受けたのちにやり直していくための援助では、刑事政策と社会福祉の協力が欠かせない。同時に、地域社会の協力を得なければならない。これはさまざまな壁にぶつかりながら、今後もさまざまなかたちでとりくまれていく。司法と福祉のかかわる領域に携わる著者たちは、読者と同じく一市民である。市民の感覚をこの領域のとりくみに持ち込んでいく時代を生きているのである。

■ 本書の構成について

本書第Ⅰ部に罪を犯した〈支援を要する人びと〉について、第Ⅱ部は刑事政策と社会復帰の支援に関する制度や仕組みについて、さらには社会復帰の支援にとりくむ専門家や人びとを中心に構成している。また、はじめて刑事司法と更生保護および社会復帰からのかかわりについて学ぶ人のために、各章では、事業などについての例示や具体的な支援の事例を挿入している（なおこれら事例は、個人情報保護のため修正を加えていることをお断りしておく）。また各章の末尾に学習ガイドを設け、一般の読者と専門的に学ぶ読者それぞれに応じた執筆者からの問いをおいた。

これらの例を通して具体的に理解し、学習ガイドを生かして支援の事例をもとに学んでほしいと考えている。

■ 本書の活用について

この本は、刑事司法や社会福祉を学ぶ人、罪を犯した人への社会的な働きかけに関心のある人、裁判員制度や刑事裁判に関心のある人へ、司法と福祉のかかわりあう〈いま〉を学んでもらいたいと考えて企画、編集している。

刑事事件を通して社会と接点をもつことになった人びとが立ち直っていくことについて理解を深める手がかりとして、本書を活用してもらえればと願っている。刑事裁判に市民感覚を生かそうとする裁判員裁判であっても、刑事罰を受ける人が罪を犯すにいたるさまざまな背景を理解するために、断片的な知識ではなく、広い視野の市民感覚が求められるだろう。そして、どう罰するかという刑罰だけでなく「どう立ち直っていくか」という更生についても考えていく訓練が必要である。私たちは、罪を犯し裁かれて刑罰を受けた人びとを受け入れ、立ち直る環境を整える側でもある。そのためのとりくみを考えることも、今日重要となっているのではないだろうか。